

2 省エネ適合適合性判定業務(非住宅)
1)計画書の審査

一般財団法人 静岡県建築住宅まちづくりセンター(まちセン)では下記の業務を行っております。
詳細は各案内ページでご確認ください。

建築確認・検査 ➤ 手数料 ➤ 申請書 ダウンロード	省エネ適合性判定 ➤ 手数料 ➤ 申請書 ダウンロード	住宅性能評価 ➤ 手数料 ➤ 申請書 ダウンロード	長期優良住宅 ➤ 手数料 ➤ 申請書 ダウンロード	
適合証明業務 「フラット35」 ➤ 手数料 ➤ 申請書 ダウンロード	BELS評価 ➤ 手数料 ➤ 申請書 ダウンロード	建築物省エネ法 35条・41条認定 ➤ 手数料 ➤ 申請書 ダウンロード	低炭素建築物 ➤ 手数料 ➤ 申請書 ダウンロード	
住宅性能証明 (贈与税用)	住宅かし保険	公共工事支援	定期報告	その他業務

静岡県、愛知県、山梨県、神奈川県
の全域が業務区域です。

サービス概要

当センターは平成29年4月1日より登録建築物エネルギー消費性能判定機関として、様々な用途の建築物の省エネ適判審査を行ってまいりました。また、「省エネ適合性判定」と「建築確認審査」を並行審査する体制のため、円滑で迅速な審査が可能です。

業務区域	神奈川県、山梨県、静岡県及び愛知県の全域 ※建設地の所管行政庁によっては、登録省エネ判定機関が適合性判定を行えない場合があります。					
業務対象建築物	省エネ適合性判定の対象となる建築物は以下に該当する建築物です。 ※建築物省エネ法第18条に該当する建築物※1、及び同法附則第3条の特定増改築※2に該当する建築物は除きます。 <table border="1" data-bbox="633 839 1946 1086"> <thead> <tr> <th data-bbox="633 839 1292 922">新築</th> <th data-bbox="1292 839 1946 922">増改築</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="633 922 1292 1086">非住宅部分の床面積(注)が300㎡以上の建築</td> <td data-bbox="1292 922 1946 1086">増改築に係る床面積(注)(非住宅部分に限る)が300㎡以上、かつ増改築後の床面積(注)(非住宅部分に限る)が300㎡以上となる建築物</td> </tr> </tbody> </table> (注) 外気に対して高い開放性と有する部分※3を除いた部分の床面積 ※1: 下記(1)～(3)のいずれかに該当する建築物 (1) 居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないものとして法令で定める用途に供する建築物 (2) 法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられていることにより省エネ基準に適合させることが困難な建築物		新築	増改築	非住宅部分の床面積(注)が300㎡以上の建築	増改築に係る床面積(注)(非住宅部分に限る)が300㎡以上、かつ増改築後の床面積(注)(非住宅部分に限る)が300㎡以上となる建築物
新築	増改築					
非住宅部分の床面積(注)が300㎡以上の建築	増改築に係る床面積(注)(非住宅部分に限る)が300㎡以上、かつ増改築後の床面積(注)(非住宅部分に限る)が300㎡以上となる建築物					

省エネルギー適合性判定の業務について

(1) 計画書書類

(建築物エネルギー消費性能確保計画書) の審査

(2) 計算書 (モデル建物法) の審査

(1)計画書書類 (建築物エネルギー消費性能確保計画書)の審査

(1) 計画書（建築物エネルギー消費性能確保計画書）の審査

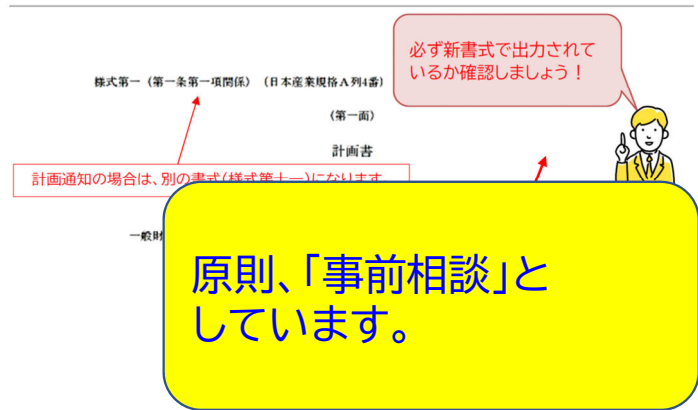
「計画書」は、第一面から第七面まで
及び
委任状兼同意書、設計内容説明書
を確認しています。

2 省エネ適合適合性判定業務(非住宅)
1)計画書の審査

2章 計画書（建築物エネルギー消費性能確保計画書）の審査

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項の規定により、提出された「建築物エネルギー消費性能確保計画」の計画書及び添付書類についての審査方法は次の通りです。

(1) 第一面



建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項（同法第15条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出します。この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	適合判定通知書番号欄	決裁欄
第 号 第 号		
係員氏名	係員氏名	

2 省エネ適合適合性判定業務(非住宅)
1)計画書の審査

(2) 第二面

確認申請書第二面の内容と整合しているか？

(第二面)

【建築主等に関する事項】

【1. 建築主】	
【イ. 氏名のフリガナ】	マチセンホールディングス株式会社 代表取締役 セン田 まち男
【ロ. 氏名】	まちセンホールディングス株式会社 代表取締役 セン田 まち男
【ハ. 郵便番号】	〒0000-0000
【ニ. 住所】	沖縄県那覇市0000 00ビル 0階
【ホ. 電話番号】	0000-00-0000
【2. 代理人】	
【イ. 資格】	(一級) 建築士 (大臣) 登録第 0000 号
【ロ. 氏名】	確認 申太郎
【ハ. 建築士事務所名】	(一級) 建築士事務所 (静岡県) 知事登録第 0000 号
	確認建築一級建築士事務所
【ニ. 郵便番号】	〒0000-0000
【ホ. 所在地】	静岡県静岡市0000
【ヘ. 電話番号】	0000-00-0000
【3. 設計者】	
(代表となる設計者)	
【イ. 資格】	(一級) 建築士 (大臣) 登録第 0000 号
【ロ. 氏名】	確認 申太郎
【ハ. 建築士事務所名】	(一級) 建築士事務所 (静岡県) 知事登録第 0000 号
	確認建築一級建築士事務所
【ニ. 郵便番号】	〒0000-0000
【ホ. 所在地】	静岡県静岡市0000
【ヘ. 電話番号】	0000-00-0000
【ト. 作成した設計図書】	設計図書一式
(その他の設計者)	
【イ. 資格】	() 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】	()
【ハ. 建築士事務所名】	() 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ニ. 郵便番号】	()
【ホ. 所在地】	()
【ヘ. 電話番号】	()
【ト. 作成した設計図書】	()
【イ. 資格】	() 建築士 () 登録第 号
	() 知事登録第 号
	() 知事登録第 号
【4. 確認の申請】	
<input checked="" type="checkbox"/> 申請済 (一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター 静岡県静岡市)	
<input type="checkbox"/> 未申請 ()	
【5. 備考】	
○〇株式会社事務所棟新築工事	

【是正項目の多い箇所】
①【1.建築主】、【2.代理人】、【3.設計者】の
記入間違い
②【4.確認の申請】の申請先の市町名が未記入
③浜松市の中央区が旧区名となっている。
④【5.備考】に建築物の名称又は工事名が未記入

確認申請書第二面の内容と整合しているか？
省エネ関係の図面作成者が記入されているか？
構造設計者は書いてなくても良いです。

申請済にチェックが入っているか？
提出先の市町村まで記入されているか？
(例:西部事務所であれば浜松市まで記入されているか?)

2 省エネ適合適合性判定業務(非住宅)
1)計画書の審査

(3)第三面

(3) 第三面

(第三面)
建築物エネルギー消費性能確保計画

[建築物及びその敷地に関する事項]

【1. 地名地番】	静岡県静岡市○○字○○他○番	
【2. 敷地面積】	5000.00 m ²	確認申請書第三面の内容と整合しているか？
【3. 建築面積】	500.00 m ²	図面の求積図と整合しているか？
【4. 延べ面積】	1000.00 m ²	確認申請書第四面と整合しているか？
【5. 建築物の階数】	(地上) 2階 (地下) 0階	
【6. 建築物の用途】	<input checked="" type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 複合建築物	
【7. 工事種別】	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築	
【8. 構造】	鉄骨造 一部	重要
【9. 該当する地域の区分】	5 地域	国交省の地域区分表と整合しているか？
【10. 工事着手予定年月日】	R6年 ○○月 ○○日	
【11. 工事完了予定年月日】	R7年 ○○月 ○○日	

このように各様式ごと、
どのような数値・内容のものが
確認申請書と整合されて、明記されて
いるのかを、確認します。

2) 計算書(モデル建物法)の審査

(2) 計算書 (モデル建物法) の審査

(1)様式A	基本情報
(2)様式B-1	開口部仕様
(3)様式B-2	断熱性能
(4)様式B-3	外皮仕様
(5)様式C-1	空調熱源設備
(6)様式C-2	空調外気処理(全熱交換器等
(7)様式D	換気設備
(8)様式E	照明設備
(9)様式F	給湯設備
(10)様式G	昇降機
(11)様式H	太陽光発電設備

「計算書(モデル建物法)」の
審査については、
(1)様式Aから
(11)様式H 太陽光発電設備
までが多い。

様式I コージェネレーションは
ほとんど申請事例が無い。

2 省エネ適合適合性判定業務(非住宅)
2)計算書の審査

様式 A

(1) 様式A 基本情報

様式A 基本情報

(サンプル資料) 計算書

①	シート作成月日	2022/8/24			①
②	入力責任者	株式会社ZEAX一級建築士事務所 太田勝也			
③	建物名称	三菱マテリアル㈱小山事業所 事務所・倉庫新築工事			
④	建築物所在地	都道府県	静岡県	市区町村	駿東郡小山町
		阿多野字打越向309-14、310-1、310-2、310-3			
⑤	省エネルギー基準 地域区分	5地域			②
⑥	年間日射地域区分	A4			
⑦	延べ面積 [m ²]	402.45			
⑧	建築基準法施行規則 別記様式に定める用途	記号	08470		
		用途の区分	事務所		
⑨	モデル建物法で適用する 建物モデルの種類	建物用途	事務所モデル		(1)
		室用途			
⑩	計算対象部分の床面積 [m ²]	402.45		(2)	
⑪	計算対象部分の 空調対象床面積 [m ²]	267.76		(3)	
⑫	計算対象部分の階数	地上	2	地下	0
⑬	計算対象部分の 階高の合計 [m]	6.2		(4)	
⑭	計算対象部分の 外周長さ [m]	60.4		(5)	
⑮	計算対象部分の 非空調コア部	方位	西	長さ [m]	21

このように各様式ごと、
数値・内容が
図面や根拠資料等と
比較して、
審査しております。

以上が、省エネ適合判定の審査についてのお話でした。

それから、最後に、

「省エネについての技術的な問い合わせ先の御紹介」です。

③周知事項

1. 講習会・オンライン講座
2. 建築士サポート体制について
3. サポートセンター及びアシストセンター
4. 情報提供サイトの整理

講習会・オンライン講座

Point

- 2023年度に改正法の概要、2階建て木造一戸建て住宅等に係る手続き、構造基準(壁量計算等)・省エネ基準の解説及び申請図書の作成方法などについて **全都道府県で講習会を開催**。2024年度はR6年度公布 省令/告示の概要、建築確認申請/省エネ適判申請時における注意点などについて開催予定。
- 同様の内容について **オンライン講座**を受けられるサイトを **開設** 予定(現在のオンライン講習サイトを更新)

講習会(2024年度): 建築基準法・建築物省エネ法 設計等実務講習会

対象者	設計等の実務を行う建築士、建設事業者など
講習内容	・ R6年度公布 省令/告示の概要 ・ 建築確認申請/省エネ適判申請時における注意点 ※筆記用具をご用意ください
開催時期 ・ 場所	2024年10月21日～2024年12月25日 全国47都道府県で開催 会場・時間については専用HP (https://krs.bz/koushoo-setsumeikai/s/r6_kentiku-jitsumu) でご確認ください。
参加 申込方法	① 専用HP (https://krs.bz/koushoo-setsumeikai/s/r6_kentiku-jitsumu) からの申込み。 ② 9月初旬ごろに発送予定のダイレクトメールのFAX申込用紙を利用

※ お席に限りがあります。満席となり次第、受付を終了することがあります。

オンライン講座

上記講習会について、オンライン講座として配信予定です。

法改正等について学べるオンライン講座

<https://shoenehou-online.jp/>

検索

建築物省エネ法 オンライン講座

サポートセンター及びアシストセンター

Point

- 省エネ基準に関するご相談・ご質問は、[省エネサポートセンター](#)で受付中。
- 設計・工事監理に関するご相談・ご質問は[建築物省エネアシストセンター](#)で受付中。

省エネ基準に関する問合せは

省エネサポートセンター

(一財)住宅・建築SDGs推進センターで受付けています。

主に省エネ適合性判定の申請者及び省エネ措置の届出者を対象として以下の質問を受け付けています。

- 1) 住宅及び建築物に関する省エネルギー基準・計算支援プログラムの操作等
- 2) 省エネ適合性判定、省エネ措置届出に関する一般的な事項

受付時間：平日 9:30～12:00 / 13:00～17:30

URL：https://www.ibecs.or.jp/ee_standard/faq.html

メール：(住宅) hsupport@ibecs.or.jp

(非住宅) bsupport@ibecs.or.jp

T E L：0120-882-177

- ※ご質問の前に上記URLのよくある質問と回答をご確認ください。
- ※電話は混み合う事がありますので、なるべくメールをご利用ください。

設計・工事監理に関する問合せは

建築物省エネアシストセンター

(一社)日本設備設計事務所協会連合会で受付けています。

受付時間：平日 10:00～12:00 / 13:00～16:00

URL：<https://www.jafmec.or.jp/eco/#eco2>

メール：assist_center01@jafmec.or.jp

F A X：03-5276-3537

T E L：03-5276-3535

- ※ご質問の前に上記URLのよくある質問と回答をご確認ください。
- ※電話は混み合う事がありますので、なるべくメール、FAXをご利用ください。
- ※上記サイトにて、省エネ計算を引受可能な設備設計事務所リストを公開しています。

情報提供サイトの整理

Point

- 国土交通省、国立研究開発法人建築研究所及び一般社団法人住宅性能評価・表示協会では、それぞれ改正建築基準法・改正建築物省エネ法に関連する情報をホームページで提供中。

機関名	提供情報・URL	検索ワード例
国土交通省	令和4年改正 建築基準法について https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/r4kaisei_kenchikukijunhou.html	「改正建築基準法」
	建築物省エネ法について（法令、制度全般、表示制度ガイドライン、様式） https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html	「建築物省エネ法」
	資料ライブラリー（仕様基準ガイドブック、広報ツール等） https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html	「仕様基準ガイドブック」
	法改正等について学べるオンライン講座 https://shoenehou-online.jp/	「建築物省エネ法 オンライン講座」
建築研究所	住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム https://house.lowenergy.jp/	「住宅 Webプログラム」
	非住宅建築物に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム https://building.lowenergy.jp/	「非住宅建築物 計算」
	建築物のエネルギー消費性能に関する技術情報 https://www.kenken.go.jp/becc/index.html	「省エネ 技術情報」
住宅性能評価・表示協会	省エネ適合性判定・届出について（省エネ適判機関の検索） https://www.hyoukakyukai.or.jp/shouene_tekihan/	「省エネ適合性判定届出」
	自己評価ラベルの出力ページ（省エネ性能表示制度のラベル出力システム） https://bels.hyoukakyukai.or.jp/self/calc	「自己評価ラベル」

快適で健康的な生活ができ、光熱水費を節約し、地球温暖化の原因であるCO2発生を抑え、体・生活・地球環境等のあらゆる要素に優しい建築物を目指し、カーボンニュートラルを達成しましょう！

説明は以上となります。

御清聴ありがとうございました。

最後に!!

ぜひ、「省エネ計画書」等は

「まちセン」へ

御申請をお願いいたします。



まちづくりセンター
すみたくん